

# 総合特別区域評価・調査検討会における評価結果(平成24年度)の概要

## 2. 分野等別状況 (2)地域活性化総合特区 ⑥まちづくり分野(1/3)

	評価区分(*1)	総合評価 (IとIIの平均値にIIIを加味)	I 目標に向けた取組の進捗に関する評価	II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況	III 現地調査時の指摘事項及び対応状況等(*2)	総合評価に係る専門家所見(主なもの)
持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区(長岡市)	正	B 4.1	B 4.2  進捗度 ・住民基本台帳人口 98%  ・小国地域の地域生活交通住民アンケートにおける満足度 93% 等	B 4.0  規制の特例等 ・過疎地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業  財政支援等 ・利子補給(バス購入費に対して)1件  地域独自の取組 ・公共交通等確保維持事業(コミュニティバスの運営費用等補助) 等	±0.00	<p>・<u>NPO法人による過疎地有償運送サービスは着実に拡大する見通しであり、必要な規制緩和(※1)も実現している点は評価できる。</u>ただし、現在の取組によりNPO法人が自立経営型に発展できるか、また住民が必要とする多角的なサービス(買物・見守り・除雪等の生活支援サービス)の供給主体になり得るかについては、未だ明確ではない。</p> <p>・<u>現状では、計画に基づき適正に事業を実施している(※2)。</u>今後に関しては、地域内の事業促進が重要になるため、<u>住民の利用促進や理解を促すこと、さらには事業者及び当該自治体の事業改善(生活サービスの維持・向上)を図ることが求められる。</u></p> <p>※1: 過疎地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業 総合特区内で過疎地有償運送を行う特定非営利活動法人が、他車種での貸渡経営実績を有していなくても他人の需要に応じて過疎地有償運送の用に供する自家用マイクロバス等の有償貸渡しを行うことを可能とする。</p> <p>※2: NPO法人が行う生活交通事業により、小国地域でコミュニティバス運行サービスが計画どおり開始された。また、山古志地域・太田地域及び川口地域においても、コミュニティバス運行サービスに向けた準備が進められている。</p>

◆評価書は[こちら](#)

◆評価結果は[こちら](#)

\*1)「正」とは正評価、「準」とは準評価を意味する。 \*2)「III」については、「地方公共団体による総合評価の状況」についても評価している。